

5 改善計画の変更の認定

- (1) 改善計画の変更の認定は、次に掲げる場合に必要であると思料されること。その他の軽微な変更については、別紙4を参考に都道府県知事が定める「改善計画変更届出書」の受理をもって変更の認定に代えることができると思料されること。
 - ① 認定組合等又は認定中小企業者が取り組む改善事業の目標を変更する場合
 - ② 認定組合等又は認定中小企業者が取り組む改善事業の項目（労働時間等の設定の改善、男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援、職場環境の改善、福利厚生の実施、募集・採用の改善、教育訓練の実施並びにその他の雇用管理の改善）を追加又は廃止する場合
 - ③ 認定組合等が、法第4条第2項第5項に規定する内容について追加又は変更する場合
 - ④ 認定組合等が取り組む項目に係る改善事業に参加する構成中小企業者の数が増加又は減少する場合
 - ⑤ 改善計画の実施期間を変更する場合
 - ⑥ 認定組合等又は認定中小企業者が取り組む改善事業の実施時期を変更する場合
 - ⑦ 認定組合等又は認定中小企業者が取り組む改善事業の実施に係る資金計画について、各改善事業の項目毎の資金の合計額を3割以上変更する場合
- (2) 省略
- (3) 2の規定は、改善計画の変更の認定を行う場合について準用することができること。

なお、変更の認定を通知する場合にあっては、別紙6を参考に都道府県知事が定める「改善計画変更認定通知書」により通知されることが望ましいこと。
- (4) 省略

〈参考〉

2 改善計画の認定

- (1) 都道府県知事は、事業協同組合等又は中小企業者から「改善計画認定申請書」の提出を受けたときは、遅滞なく、当該改善計画が法令、3の改善計画の認定基準及び都道府県が行う中小企業振興に係る方針等に照らして適切であるか否かを審査し、適切であると判断されるものについて認定することが望ましいこと。

また、当該認定に当たっては、必要に応じて都道府県労働局長に協議されたいこと。

なお、当該改善計画に法第4条第2項第5項に掲げる事項が記載されている場合には、法第4条第4項の規定に基づき、あらかじめ厚生労働大臣に協議し、その同意を得る必要があること。
- (2)～(4) 省略

3 改善計画の認定基準

事業協同組合等又は中小企業者が作成し、認定を申請する改善計画が、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであることが望ましいこと。

- (1) 事業協同組合等の改善計画の認定基準
 - ① 改善事業（法第4条第1項に規定する改善事業をいう。以下同じ。）の目標、内容及び実施時期が基本指針に照らして適切なものであること。
 - ② 改善事業の内容、実施期間並びに事業実施に必要な資金の額及びその調達方法が、改善事業の目標を確実に達成するために適切なものであること。

③ 基本指針に基づく労働時間等の設定の改善、男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援、職場環境の改善、福利厚生の実、募集・採用の改善、教育訓練の実及びその他の雇用管理の改善の7項目のうち、当該事業協同組合等の実情に照らして、労働力の確保のために必要かつ適切な項目又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する項目に取り組むものであることが望ましいこと。

④ 構成中小企業者の概ね3分の1以上が、③の取り組むこととした項目のうち、募集・採用の改善を除くもののいずれかについて、当該事業協同組合等が掲げる目標に沿った事業に取り組むこととしていることが望ましいこと。

なお、「構成中小企業者の概ね3分の1以上」とは、労働者を雇用している構成中小企業者の概ね3分の1以上をいうものであると思料されること。

⑤ 事業協同組合等が、その構成中小企業者から委託を受けて労働者の募集を行う場合においては、募集に従事する者の配置等その募集に係る体制等が整備されているものであること。

なお、「募集に従事する者の配置等その募集に係る体制等が整備されているものであること」とは、募集に従事する者として事業協同組合等の役員又は職員が指定されており、労働者の募集に必要な設備等が整備されていることをいうものであること。

⑥ 生産性向上に係る改善計画は、その構成員たる中小企業者の労働力の確保に係る計画のうち、特に生産性の向上を行うために必要な労働力の確保を目的とした事業に取り組むものであることが望ましいこと。

(2) 中小企業者の改善計画の認定基準

① 改善事業の目標、内容及び実施時期が基本指針に照らして適切なものであること。

② 改善事業の内容、実施時期並びに事業実施に必要な資金の額及びその調達方法が、改善事業の目標を確実に達成するために適切なものであること。

③ 基本指針に基づく労働時間等の設定の改善、男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援、職場環境の改善、福利厚生の実、募集・採用の改善、教育訓練の実及びその他の雇用管理の改善の7項目のうち、当該中小企業者の実情に照らして、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保のために必要かつ適切な項目、新分野進出等に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資する項目又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する項目に取り組むものであること。

④ ③の取り組むこととした項目のうち、募集・採用の改善を除くいずれかの項目に取り組むこととしていること。

⑤ 生産性向上に係る改善計画は、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るための計画のうち、特に生産性の向上に資する高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を目的とした事業に取り組むこととし、当該計画の申請日時点で、2期(1期を事業年度の初日から末日までとする。)以上の決算を実施していること。